　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2024年6月1日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　心療内科・内科リエゾンメディカル丸の内

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　院長

＜令和6年度診療報酬改訂に際してのお知らせ＞

●当院は保険医療機関であり、1）明細書発行体制等加算、2）医療ＤＸ推進体制整備加算、

3）一般名処方加算を東海北陸厚生局へ届け出ております。

1）医療の透明化や患者様への情報提供を瀬局的に推進していく観点から、個別の診

療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

2）当院は診療情報を適切に取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用するためにマイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

3）一部の医薬品製造販売企業の製造管理、品質管理体制の不備により、医薬品の供給不足が続いております。ご不便をお掛け致しますが、引き続き皆さまには一般名処方にご協力下さいますようお願い致します。なお現時点では令和6年10月から患者様のご希望により先発品を指定した場合には、薬代の一部が自己負担となる可能性がありますのでご注意下さい。

●高血圧、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病に関しては、患者様の状態に応じ1）28日

以上の長期処方を行うこと、2）リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も当

院では可能です。なお対応可能かどうかは病状に応じて内科医が判断致します。

以上

2024年10月4日

・児童思春期支援指導加算について

　1）多職種連携、30分以上→・カウンセリング（＝Drの診察とCPのカウンセリング）

　　　　　　　　　　　　・心理検査（＝Drの診察とCPの検査）

　　　　　　　　　　　　・摂食障害の食事、栄養指導（＝DrとNsによる採血、身体測定、指導）

　　　　　　　　　　　　・その他？

　2）支援計画書策定と概ね3ヶ月毎の見直し→計画書の管理

　3）1週間に30人以内→管理

　4）診療報酬について

　　　・通精の20歳未満加算の代わり

　　　・1000点加算は、心理検査の時に取れるか？

　　　・小児カウンセリングを途中で止めて■加算を取った方が良いケースの洗い出し

　　　（初回800点、1年目600点と500点、2年目500点と400点、4年目400点）

　　　・カウンセリングの場合、心理支援加算も算定できるか？

　　　・

　5）おそらく10月1日から算定可